

社会福祉法人 新潟臨港福祉会

デイサービスセンター―桃山園 運営規程

令和1年12月1日改定

目次

第1章 総則

第1条（目的）	1
第2条（指定通所介護の運営の方針）	1
第3条（指定介護予防通所介護の運営の方針）	1
第4条（指定通所介護と指定介護予防通所介護の一体的運営）	1
第5条（施設の名称及び所在地）	2

第2章 定員及び人員、設備に関する基準

第6条（利用定員等）	2
第7条（職員の職種、員数及び職務の内容）	2
第8条（設備及び備品等）	3
第9条（衛生管理等）	3

第3章 運営に関する事項

第10条（重要事項等の説明及び同意）	3
第11条（営業日及び営業時間）	3
第12条（実施単位及び利用定員）	4
第13条（指定通所介護の内容）	4
第14条（指定介護予防通所介護の内容）	4
第15条（身体拘束廃止の取組み）	5
第16条（相談及び援助）	5
第17条（機能訓練）	5
第18条（通常の事業の実施地域）	5
第19条（サービス利用に当たっての留意事項）	5
第20条（緊急時等における対応方法）	5

第4章 利用料

第21条（利用料その他の費用の額）	6
-------------------	---

第5章 補則事項他

第22条（受給資格等の確認）	6
第23条（非常災害対策）	6
第24条（事故発生時の対応）	6
第25条（苦情処理等）	7
第26条（秘密保持）	7
第27条（個人番号の取扱い）	7
第28条（勤務体制の確保）	7
第29条（従業者の研修）	7
第30条（管理者の責務）	7
第31条（記録の整備）	8
第32条（掲示）	8
第33条（地域との連携等）	8
第34条（利用者に関する市町村への通知）	8
第35条（雑則）	8
附 則	9

第1章 総則

(目的)

第1条 社会福祉法人新潟臨港福祉会(以下「事業者」という。)が運営するデイサービスセンター桃山園(以下「事業所」という。)において行われる指定通所介護及び指定介護予防通所介護(以下「指定通所介護等」という。)の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう指定通所介護等を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう居宅サービス及び介護予防サービスを提供することを目的とする。

(指定通所介護の運営の方針)

第2条 事業所では、要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、その他の生活全般にわたる日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

2 指定通所介護の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 指定通所介護の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるとともに、地域及び家族との結びつきを重視した運営を行うものとする。

4 前項のほか「新潟市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月21日新潟市条例第88号)」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定介護予防通所介護の運営の方針)

第3条 事業所では、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図ることをもって、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 指定介護予防通所介護の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 指定介護予防通所介護の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、指定介護予防支援事業者(地域包括支援センター)、保険医療機関及び関係市町村などと連携し、効率性・柔軟性を考慮した上で、要支援者ができることは要支援者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

4 前項のほか「新潟市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年12月21日新潟市条例第92号)」の内容を遵守し、事業を実施する。

(指定通所介護と指定介護予防通所介護の一体的運営)

第4条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護のサービス提供は、同一の事業所において一体的に運営するものとする。

(施設の名称及び所在地)

第5条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 施設の名称 デイサービスセンター桃山園
- (2) 施設の所在地 新潟市東区桃山町1丁目114番7

第2章 定員及び人員、設備に関する基準

(利用定員等)

第6条 施設の利用定員は25人とする。

- 2 事業者は、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第7条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長 1名

職員の管理、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定通所介護等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) 生活相談員 1名以上

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携を行う。

- (3) 看護職員 常勤専従1名、兼務2名以上

利用者の健康管理及び看護を行うとともに、事業所における衛生管理等の業務を行う。

- (4) 介護職員 常勤専従3名以上、非常勤専従3名以上

利用者の心身の状況等を的確に把握し、自立した日常生活を営むことができるよう、適切な技術をもって必要な介護及び支援を行う。

- (5) 機能訓練指導員 常勤専従1名以上、兼務2名以上

利用者の心身の状況に応じ、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

- 2 前項に定める者のほか、施設の運営上必要な職員を配置するものとする。

- 3 業務の内容により施設長は、介護老人福祉施設、短期入所生活介護、軽費老人ホームとの兼務を命ずることがある。

(設備及び備品等)

第8条 事業所は、次の各号に掲げる設備及び備品等を設置及び備え付けるものとする。

- (1) 食堂
- (2) 機能訓練室
- (3) 静養室
- (4) 相談室・事務スペース
- (5) トイレ(介護用トイレ含む)
- (6) 洗面設備
- (7) 洗濯室
- (8) 介護材料室
- (9) 地域交流スペース
- (10) 非常災害設備

2 第1号及び第2号に規定する食堂及び機能訓練室は、食事及び機能訓練に支障がない広さを確保しているため、同一の場所とする。

3 当該事業所は、特別養護老人ホームと併設する事業所であり、効率的運営のため、第10号に規定する非常災害設備は、特別養護老人ホームと併設し設置する。

(衛生管理等)

第9条 事業者は、事業所において利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、事業所において感染症の発生又はそのまん延の防止をするために、必要な措置を講ずるものとする。

第3章 運営に関する事項

(重要事項等の説明及び同意)

第10条 事業所は、指定居宅サービスの提供開始に際して、あらかじめ利用者又は家族等(保証人)に対し、契約事項の説明、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行ない、サービス提供開始について利用者又は家族(保証人)の同意を得なければならない。

(営業日及び営業時間)

第11条 営業日及び営業時間は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から日曜日までとし、国民の祝日(振り替え休日を含む)、年末年始(12月31日から1月3日)を除く。

- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) サービス提供時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

(実施単位及び利用定員)

第12条 実施単位及び利用定員は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 実施単位 1単位
- (2) 利用定員 25人

(指定通所介護の内容)

第13条 事業所において行われる指定通所介護の内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認、その他日常生活上の世話又は機能訓練若しくは送迎とし、指定通所介護の提供に当たっては次の各号に留意するものとする。

- (1) 利用者の要介護状態の軽減又は維持に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うための通所介護計画を作成するものとする。
- (2) 通所介護計画に従って、利用者の機能訓練及び日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (3) 事業者は、自ら提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にサービスの質の向上を図るよう努めるものとする。
- (4) 介護技術の進歩にあわせた適切な介護が行われるよう配慮するものとする。
- (5) 職員は指定通所介護の提供に当たって、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うものとし、利用者又はその家族に対し、指定通所介護の提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (6) 職員は、常に利用者の心身の状況を的確に把握し、入浴、排せつ等その他の日常生活上の世話、機能訓練等を利用者の希望に沿って提供するものとする。特に認知症を有する利用者に対しては、利用者の有する特性に対応した指定通所介護が提供できる体制を整えるものとする。

(指定介護予防通所介護の内容)

第14条 事業所において行われる指定介護予防通所介護の内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認、その他日常生活上の世話又は機能訓練若しくは送迎とし、指定介護予防通所介護の提供に当たっては次の各号に留意するものとする。

- (1) 利用者の介護予防に資するよう、利用者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営むために必要な支援を行うために、介護予防通所介護計画を作成するものとする。
- (2) 主治医又は歯科医師やサービス担当者会議等からの情報により、利用者の心身の状況及び日常生活全般の状況を的確に把握し、その状況を踏まえて、介護予防通所介護計画に沿って、サービスの提供を行うものとする。
- (3) 利用者とのコミュニケーションを図るその他の方法により、利用者が主体的に事業に参

加するよう適切に働きかけるものとする。

(4) 事業者は、自ら提供する指定介護予防通所介護の質の評価を行い、主治医又は歯科医師と連携を図りながら、常にサービスの質の向上を図るよう努めるものとする。

(5) 介護技術の進歩にあわせた適切な介護予防が行われるよう配慮するものとする。

(6) 利用者の立場に立って懇切丁寧に行うものとし、利用者又はその家族に対し、指定介護予防通所介護の提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(身体拘束廃止の取組み)

第15条 利用者又は、他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合(①切迫性②非代替性③一時性かつそれらの要件の確認等が極めて慎重に実施されているケースに限られる)についてのみ身体拘束を行うことがある。

2 身体拘束が必要な場合は、利用者又は家族に説明をし、同意を受けなければならない。

3 その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(相談及び援助)

第16条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を実施するものとする。

(機能訓練)

第17条 事業者は、利用者に対して、その心身の状況に応じて、日常生活を営むに必要な機能を回復し、又は、減退を防止のための訓練を行うものとする。機能訓練は、機能訓練室における訓練に限るものではなく、日常生活の中での機能訓練やレクリエーション、行事等の実施を通じた機能訓練を含むものであることを十分に配慮し行うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第18条 通常の事業の実施地域は、原則、新潟市東区及び事業所の半径5km以内の地域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第19条 利用者は、次の各号に定める事項について遵守しなければならない。

(1) 利用者は、事業所内において政治活動又は宗教活動を行ってはならない。

(2) 利用者は、事業所に危険物を持ち込んで서는ならない。

(3) 利用者の所持金その他貴重品は利用者自ら管理しなければならない。

(緊急時等における対応方法)

第20条 職員は、指定通所介護等の提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずるものとする。

第4章 利用料

(利用料その他の費用の額)

第21条 指定通所介護等の利用料は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚告第19号)」及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚労告127号)」に定める額とし、事業所において法定代理受領サービスを提供する場合には、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 事業者は前項に定める額のほか、次の各号に定める費用の支払いを受けるものとする。

(1) 食事の提供に要する費用 昼食555円

(2) おむつ代 実費

(3) 指定通所介護等で提供されるサービスのうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

イ 利用者の希望により提供する日常生活に必要な身の回り品の費用 実費

ロ 利用者の希望により提供する日常生活に必要な教養娯楽費の費用 実費

ハ 利用者の希望により提供する特別な食事に関する食材料費の費用 実費

3 前2項の費用の徴収に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明し同意を得るものとする。ただし、前項第1号の費用については、文書により説明し同意を得るものとする。

4 第2項第1号の額を変更する場合は、あらかじめ利用者又はその家族に対して、文書により説明し同意を得るものとする。

第5章 補則事項他

(受給資格等の確認)

第22条 事業所は、サービス提供を求められた場合は、利用者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有効期間を確認しなければならない。

(非常災害対策)

第23条 事業者は、想定される非常災害の態様ごとに、その程度及び規模に応じ非常災害に関する具体的計画を定めるものとする。

2 管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域の消防署の協力を得た上で、年2回以上実施するなど、利用者の安全に対して万全の備えを行うものとする。

3 事業者は、医療機関、他の社会福祉施設及び地域住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第24条 事業者は、利用者に対する指定通所介護等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の事故については、その状況及び事故に際して採った処置を記録するものとする。
- 3 事業者は、利用者に対する指定通所介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理等)

第25条 事業者は、提供した指定通所介護等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置する等、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業者は、介護保険法の規定により市や国民健康保険団体連合会(以下「市等」という。)から文書の提出等を求められた場合は、速やかに協力するとともに、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(秘密保持)

第26条 職員は、正当な理由無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

- 2 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により同意を得るものとする。

(個人番号の取扱い)

第27条 事業所は、利用者及びその家族等(保証人)の個人番号の管理は原則行なわないものとする。

(勤務体制の確保)

第28条 事業所は、利用者に対して適切なサービスを提供することができるように従事者の勤務体制を定めておくものとする。

- 2 事業所は、当該事業所の従業者によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。
- 3 事業所は、従業者に対して、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(従業者の研修)

第29条 事業者は、全ての従業者に対し、資質向上を図るため、次の各号に定めるとおり研修機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後6か月以内に実施
- (2) 継続研修 年2回以上

- 2 事業者は、研修計画を策定し、実施しなければならない。

(管理者の責務)

第30条 事業所の管理者は、当該事業所の従事者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 事業所の管理者は、従業者はこの運営規程を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(記録の整備)

第31条 事業者は、利用者に対する指定通所介護等の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 通所介護計画及び介護予防通所介護計画
- (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
- (3) 利用者に関する市町村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等に関する記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

- 2 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

(掲示)

第32条 事業所は、当該事業所内に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(地域との連携等)

第33条 事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

- 2 事業者は、その運営に当たっては、提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に関して、市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第34条 事業所は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- 2 正当な理由なしに、介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認めるとき。
- 3 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(雑則)

第35条 この運営規程の定めのない事項は、その都度協議し、利用者への対応及び処遇、その他方針については施設長が定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日より施行する（平成28年3月24日）。

- 平成12年4月1日に施行した、デイサービスセンター桃山園運営規程は、平成28年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程を一部改正し、令和元年12月1日より施行する（令和元年11月27日）。